

伊豆の国市宅地造成に関する許可等手数料一覧

53. 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工  
事の許可の申請に対する審査

切土又は盛土をする土地の面積が500㎡以内のもの	1件につき	12,000円
切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき	21,000円
切土又は盛土をする土地の面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき	31,000円
切土又は盛土をする土地の面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	1件につき	47,000円
切土又は盛土をする土地の面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1件につき	67,000円
切土又は盛土をする土地の面積が10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	1件につき	110,000円
切土又は盛土をする土地の面積が20,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	1件につき	170,000円
切土又は盛土をする土地の面積が40,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	1件につき	250,000円
切土又は盛土をする土地の面積が70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1件につき	340,000円
切土又は盛土をする土地の面積が100,000㎡を超えるもの	1件につき	420,000円

54. 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申  
請に対する審査

1件につき	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)にあつては、変更前の切土又は盛土をする土地((2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地)の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする新たな土地を生ずる宅地造成に関する工事の設計の変更にあつては、当該切土又は盛土をする新たな土地の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額</p> <p>(3) その他の変更にあつては、10,000円</p>
-------	--